

令和3年7月27日

第3回多度津町議会臨時会会議録

1、招集年月日 令和3年7月27日(火) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	8番	村井 保夫
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義	14番	志村 忠昭

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	河田 数明
税務課課長	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課課長	冨木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開 会 午前9時00分

議長（村井 勉）

改めましてお早うございます。

議員各位におかれましては、何かとご多忙の中、ご参集を頂き誠に有難うございます。ただ今より、令和3年第3回多度津町議会臨時会を開催致します。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

皆さん、お早うございます。

令和3年第3回多度津町議会臨時会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、日々議員活動にご精励頂いておりますこと、本当に有難うございます。

皆様ご承知のとおり、先週7月23日に東京オリンピック2020が開会を致しましたが、厳重な感染防止対策のもとで開会式をはじめ、ほとんどの競技が無観客で開催されるなど異例づくめのオリンピックとなりましたが、各競技で熱戦が繰り広げられ、日本選手の活躍も続いており、全国の皆さんがステイホームで応援されていることと思います。そうした中、新型コロナウイルス感染症につきましては、東京都をはじめ首都圏を中心に20代から50代の感染者数が急拡大し、第5波とも言える極めて厳しい状況となってきております。本県におきましては、1日当たりの感染者数が1桁台で推移しており、比較的落ち着いた状況にありますが、インドで最初に検出されたデルタ株など感染力がさらに強いとされる新たな変異株による感染が全国各地で確認されており、引き続き感染拡大に警戒をしていく必要があります。

本町におきましては、これまでの感染者は45名で5月28日以降、新規感染者は確認されておりませんが、引き続き町民の皆様にご感染防止対策の徹底について呼びかけてまいります。また、本町における新型コロナウイルスワクチン接種状況につきましては、多度津地区の医師会の先生方のご尽力を頂き、高齢者の方々につきましては、県内の市町では最も接種が進んでおり、7月23日現在では対象者7,608人に対し、1回目のみ終了が58人で0.8%。2回目終了が7,404人で97.3%となっており、1回目以上の接種者合計が98.1%で接種を希望される方につきましては、おおむね接種を完了したものと考えております。64歳から12歳までの方につきましては、対象者13,268人に対し、1回目のみ終了が4,075人で30.7%。2回目終了が211人で1.6%。1回目以上の接種者が合計で32.3%となっており、引き続き接種を促進してまいります。

さて、本臨時会におきましては、手数料条例の一部改正と工事請負契約の締結の2議案を提出させて頂いておりますので慎重審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し

上げて、ご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いを致します。

議長（村井 勉）

ただいま、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、令和3年第3回多度津町議会臨時会は成立致しました。

これより、第3回臨時会を開会致します。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、7番、金井 浩三 君、14番、志村 忠昭 君を指名致します。

日程第2．会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

第3回臨時会の会期は、本日1日間と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定致しました。

日程第3．議案第1号、多度津町手数料条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。住民環境課長、石井君。

住民環境課長（石井 克典）

改めましてお早うございます。

議案第1号、多度津町手数料条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

今回の条例改正は、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布に伴い、関係法律の一つである「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」、いわゆるマイナンバー法の一部改正により、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとして明確化されることに伴い、マイナンバーカードの発行に係る手数料の徴収の事務については同機構から市区町村長に委託することができることとする規定が盛り込まれました。マイナンバー法の改正施行日である令和3年9月1日以降は、町条例にマイナンバーカードの再交付手数料の規定が不要となることから、該当部分の規定を廃止しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明を申し上げます。

1ページの新旧対照表をご覧ください。

太枠で示してある部分が改正箇所でございます。

別表（第2条関係）のうち、「7 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に係るもの」の「（1）個人番号カードの再交付（個人番号カードの追記欄の余白がなくなったとき、その他の再交付がやむを得ないものとして町長が認める場合を除く。）」の金額「1件につき 800円」を削除するものでございます。

なお、附則において、令和3年9月1日から施行すると規定をしております。

以上、簡単ではございますが、議案第1号、多度津町手数料条例の一部改正について提案説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

議案第1号について、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

これより、質疑を開始致します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

これは第1点目は、国の定める一文だと思うんですが、これについての説明をお願いを致します。よろしくお願ひします。

住民環境課長（石井 克典）

尾崎議員の質問に答弁をさせていただきます。

手数料の額につきましては、現在まだ国の方から正式に通知はございませんが、現価額と同じ800円となる見込みであるということでございます。

議長（村井 勉）

他にありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

2点目に質問致します。

個人番号カードは、これから再交付などで増えると思うんですけれども、これについ

て本条例の内容を、手数料の有無について、どうやって町民の皆さんに周知していくのかをお伺い致します。

住民環境課長（石井 克典）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

住民に対しての周知に関しましては、国の方から正式に金額の通知があり次第、広報また、住民環境課の窓口において周知をさせていただきますと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村井 勉）

他にありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ないようですので、これをもって質疑を終結致します。

これより討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第1号についてを採決致します。

本案は原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第4．議案第2号、工事請負契約の締結について（多度津町新庁舎情報システム等整備工事）を議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、泉君。

総務課長（泉 知典）

お早うございます。

それでは議案第2号、工事請負契約の締結についての提案説明を申し上げます。

件名は、「多度津町新庁舎情報システム等整備工事」でございます。

工事場所は多度津町栄町三丁目となります。契約の方法は、制限付一般競争入札によるもので、応札業者は1社でありました。契約金額は1億2,980万円で、その内消費税額等は1,180万円でございます。参考までに請負比率は95.16%でございました。

工事請負人は香川県高松市西宝町1丁目8番24号、株式会社 四電工 香川支店 常務執行役員 支店長 秋月 伸夫でございます。

また、参考資料と致しまして、2 ページに工事請負契約書及び附帯条件を、3 ページに保証証書を、4 ページに位置図を添付しております。

工事の概要と致しましては、現在、今年度末の竣工を目指して建設工事を進めております新庁舎において、庁舎機能の移転に伴い必要となる構内情報通信設備や情報システム整備などを一括で整備するものでございます。具体的には地域交流センターを含む新庁舎全体のLAN整備、また入退室及び出退勤管理システムの整備、サーバー室の部分免震装置整備、さらには地域交流センターの利用促進として来庁者用公衆無線LAN、デジタルサイネージ及び会議室等利用管理システムの整備を行うものでございます。

なお、工期につきましては、令和4年3月25日までとしております。

以上の内容のものを議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第2号、工事請負契約の締結についての提案説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

議案第2号について、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

これより質疑を開始致します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

この工事の件についてですが、職員は今、出退勤のタイムレコーダーをしていると思うんですが、このシステムを導入することによってデジタル管理になるんですが、この出退勤のタイムレコーダーは、不要になるんかどうかをお伺いします。

政策観光課長（河田 数明）

尾崎議員のご質問に答弁をさせていただきますが、現在、出退勤のシステム的には庁舎の北側の通用口、職員の通用口になるんですが、そちらの方に設置することになっております。ただしですね、こちらの方は職員が出入りするための認証システムでございますので、まだ出勤・退勤のシステムに組み込むかどうかと言うのは、まだ決定

しておりません。組み込むことも可能ですので、それは今後、担当部局とも話をしながら、どう進めていくかっていうところは検討していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村井 勉）

他にありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ないようですので、これをもって、質疑を終結致します。

これより討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第2号についてを採決致します。

本案は原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了致しました。

これをもって、令和3年第3回多度津町議会臨時会を閉会致します。

ご協力有難うございました。

閉 会 午前9時21分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和3年7月27日
第3回多度津町議会臨時会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記